第３章　関係地域

第３章　関係地域

３－１　環境影響を受ける範囲であると認められる地域（条例 16 条第３項）

山梨県環境影響評価条例第16条第３項の関係地域は、表３－１に示すように対象事業実施区域が所在する昭和町の他、工事中の資材等運搬車両の走行、供用時の大規模商業施設や新住民の利用する自動車の走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響が懸念される甲斐市、中央市（旧田富町）、また、工事中の水の濁り、降雨時の流出量の変化、水生生物に係る影響が懸念される中央市（旧玉穂町、旧田富町）を対象とした。

関係地域：昭和町、甲斐市、中央市（旧玉穂町、旧田富町）

表３－１ 影響の懸念される環境影響評価項目と関係市町

環境影響評価項目	昭和町	甲斐市	中央市		備 考
			旧玉穂町	旧田富町	
大気汚染	○	△	－	△	甲斐市、中央市(旧田富町)は交通に係る影響
騒音	○	△	－	△	
振動	○	△	－	△	
水質汚濁	○	－	○	○	降雨時の濁水の影響
水象	○	－	○	○	降雨時の流出量の変化
植物・動物	○	－	△	△	中央市(旧玉穂町、旧田富町)は水生生物への影響
生態系	○	－	△	△	中央市(旧玉穂町、旧田富町) は水域に係る生態系への影響
景観・風景	○	－	－	－	
人と自然との触れ合い活動の場	○	－	－	－	
廃棄物・発生土	○	－	－	－	

注１）△は一部の項目の影響が懸念される場合を示す。
２）中央市は平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併して誕生した。